

平成30年度スマートウェルネス住宅等推進事業に係る
技術的な評価事務事業を実施する者の公募についての公示

平成30年3月15日

国土交通省住宅局長 伊藤 明子

次のとおり、スマートウェルネス住宅等推進事業に係る技術的な評価事務事業を実施する者の公募について公示します。

注) 本公募は、平成30年度予算によるものであり、平成30年度予算成立等が事業実施の条件となります。

1. 事業概要

(1) 事業名

平成30年度スマートウェルネス住宅等推進事業のうち「スマートウェルネス住宅等推進モデル事業」に係る技術的な評価を行う事業

(2) 事業目的

本事業は、スマートウェルネス住宅等推進事業のうち「スマートウェルネス住宅等推進モデル事業」の提案事業の選定にあたり必要となる技術的な評価を実施する者に対し、国が必要な費用を補助することにより、事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

スマートウェルネス住宅等推進モデル事業に係る次の①及び②に掲げる事業

① 提案事業の先導性、普及性等に関する評価等を実施する事業

提案事業の先導性、普及性等に関する評価等を実施するものとして、次に掲げる業務を行う事業とする。

- 学識経験者で構成する評価委員会を運営し、高齢者、障害者又は子育て世帯の居住の安定確保及び健康維持・増進に資する提案の先導性、普及性等に関し、総合的な評価等を実施する業務
- スマートウェルネス住宅等推進モデル事業の公募及び評価結果の公表等に関し必要となる業務

② 提案事業の基準適合性、実現可能性等に関する評価等を実施する事業

提案事業の基準適合性、実現可能性等に関する評価等を実施するものとして、次に掲げる業務を行う事業とする。

- 提案された事業の内容について、関係法令に基づく基準及びスマートウェルネス住宅等推進モデル事業に係る選定要件への適合性の審査等に関する業務
- 提案された事業に要する経費の積算の妥当性に関する評価業務
- その他提案を行う事業者又は事業の選定を受けた事業者に対する相談等の業務

(4) 事業期間

事業期間は以下のとおり予定している

平成30年4月下旬～平成31年3月31日（日）

2. 対象事業者の要件

(1) 公平性及び中立性に関する要件

以下の要件を全て満たす事業者とする。

- 業として、住宅を設計し若しくは販売し住宅の販売を代理し若しくは媒介し、又は住宅の建設工事を請け負う者（以下「住宅関連事業者」という。）に支配されていないこと。
- 業として、高齢者、障害者又は子育て世帯向けの生活支援・介護サービス等を提供する者に支配されていないこと。
- 業務によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。

(2) 技術能力に関する要件

- 高齢者、障害者又は子育て世帯の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する提案に係る専門的及び総合的な評価を行い得る組織を備えた体制であること。
- 次の1)、2)に該当するものであること。
 - 1) 1.(3)①提案事業の先導性、普及性等に関する評価等を的確に実施するため、高齢者、障害者又は子育て世帯の居住の安定確保及び健康の維持・増進等について、専門的な知識を有するものであること。
 - 2) 1.(3)②提案事業の基準適合性、実現可能性等に関する評価等を的確に実施するため、建築設計及びその積算に関する専門的な知識を有するものであること。

(3) 守秘性に関する要件

- 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活動は行わないこと。

(4) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 手続等

(1) 担当部局等

- ①担当部局 国土交通省 住宅局 安心居住推進課 宍戸
- ②住所 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
- ③電話 03-5253-8111（内線 39856）
- ④電子 mail shishido-a2bq@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期間 平成30年3月15日（木）から平成30年3月28日（水）
- ②場所 上記担当部局
- ③方法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交又は電子媒体で交付
説明書の交付を希望する場合は、予め（1）の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

- ①期 限 平成30年3月28日(水) 18時00分まで
②場 所 上記担当部局
③方 法 上記担当部局へ、持参又は郵送(書留郵便に限る。)の場合は3部、電子メールの場合は1部。

なお、電子メールで提出する場合は、以下の規定によることとし、当該メールを提出後、上記担当部局までその到着を確認すること。

- ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。(これ以外での提出は無効)

「Just System 一太郎 2009」「Microsoft Word2013」「Microsoft Excel2013」「Microsoft PowerPoint2013」「Adobe acrobat ReaderXI」以前の形式に限る。

- ・ファイルのデータ総量は極力1メガバイト以内とすること。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ。
- (3) 申込書の作成及び提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書が無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の資格の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)により、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。なお、採用されなかった申込書は、原則破棄するため、返却を希望する場合は、申込書を提出する際にその旨を申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。
- (8) 1の申込書で申し込むことができる事業は、1.(3)に掲げる事業内容①又は②のいずれか一つとし、いずれの事業に係る申込書であるか明示すること。申込みに係る事業が不明な場合には、当該申込書は無効にする。
- (9) 事業の評価を行う機関としては、1.(3)に掲げる事業内容①及び②について、各1の機関(複数の事業主体でグループを形成する場合は1グループ)に限り補助を行うこととする。